

令和5年6月定例会 陳情

令和5年陳情第3号

全国靈感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する要望書

・受理年月日

令和5年5月24日

・陳情の要旨

- 憲法違反の疑いが強い、「世界平和統一家庭連合との関係断絶」などの決議を行わないようすること。
- 議会決議等により、世界平和統一家庭連合の信者やその子らが、地域社会において不当な差別を受けることのないよう、配慮すること。

・理由

1 要旨1について

全国靈感商法対策弁護士連絡会（以下「全国弁連」といいます。）が、令和5年3月18日、「政治家の皆様へ統一教会との関係断絶を求める声明」（以下「本件声明」という。）を公表し、声明文を全国の1788自治体に送付したと発表した。

本件声明には、4つの趣旨（以下「本件趣旨」という。）が掲載されているが、本件趣旨に基づく決議（以下「本件決議」という。）がなされれば、いずれも国連宣言に違反し、憲法違反となる恐れが大きいにある。

2 要旨2について

世界平和統一家庭連合（旧統一教会。以下「家庭連合」という。）の信者及びその子らは、マスコミによる昨今の過激な報道等により、多大なストレスを受けている。特に、信者の子らの中には、自らの自由意思により家庭連合に在籍する者も数多くおり、その2世達のストレスは著しいものといえる。仮に、貴議会において、十分な法的根拠や事実認定根拠もなく、家庭連合やその信者を批判することにつながるような決議等が行われれば、地域社会において、彼らが不当な差別を受けるなど、さらなるストレスが生じるおそれがある。

そのような行為は、地方自治の本旨（憲法92条）たる住民自治に反するのみならず、住民の福祉の増進（地方自治法1条の2）に反することで、違憲違法のおそれがあるものといえる。

・陳情者

岩手県滝沢市穴口441-16

信教の自由を求める岩手の会

代表 昆 正克

・処理結果

本会議において報告しました。

上記項目を記載した陳情文書表を、全議員及び本会議に出席した当局職員へ配付しました。